

2006年6月

様

「6.30教育基本法改悪阻止！船橋集会！」実行委員会
千高教組船橋支部長 菅谷



お 願 い

関東地方も梅雨の季節に入った旨の気象庁発表がありました。ここしばらくはうっとうしい時間を甘受しなければならないということでしょうか。

皆さん、お元気におすごしのこととご推察申し上げます。

さて、教育基本法をめぐる、政府・与党は「改正案」を今次通常国会に上程し、4月28日から審議が始まり過日終わった形になっております（継続審議を決定しました）。これは、秋の臨時国会に再度上呈することと同義です。

しかし、「愛国心」に象徴される支配者側の、21世紀戦略は決してあなどれないと思います。なぜなら、憲法「改正」を視野にも入れた様々な現行法の「改正」がみごとにセットされている事実をすこしでも見れば明らかでしょう。たとえば、国民投票法問題、行革法問題、公務員制度問題（従って教員制度（給与）問題）、共謀法問題、税制問題・・・等々。

これほどの全面的問題を企図して提案できるのは例の「小泉人気」（世論）だからとのみ見るべきではないと思います。彼らの深い深い思い（＝憲法改正＝戦争国家づくりを）着々と手がけるためにこの状況になりつつあると判断すべきだと思います。

我々が注意しなければならないことは、「教え子を再び戦場に送るな」という戦後教育運動をどう見るかの視点でしょう。ここを大事にすべきという点は異議のないところだと思います。別の言葉でいえば「再び教え子を戦場に送るな」の日教組スローガンを、これまでどう共有してきたのか、そして、今、その共有関係がどう分断されようと目論まれているのかとういうことではないでしょうか。

そうしますと、今日（2006年6月）＝教育基本法「改正」問題は、「教え子を再び戦場に送る」ための、子どもづくり、教員づくり、世論づくり、つまり言うところの教育版「三位一体」であった（ある）と断言できないでしょうか。

いま、確かに、今日の子どもの状況を「だらしない」と見る向きもあります。一部同感しないわけではありません（3人の子どもの父親としても）。この傾向を逆手にとって、支配者側は今の「乱れ」「学力不足」の原因をすべて現行教育基本法にあると決めつけています。

この意味はなにか？ なぜ、いま、教育基本法「改正」なのか！ ここを、ゆっくり、じっくり、様々な立場からお互いに考えあいたいと思います。

ぜひ、貴団体傘下のみなさんが多数ご参加できるべく、格段のご配慮を頂けるようお願い申し上げます。

6/30 教育基本法改悪阻止！船橋集会！

6月30日（金）船橋勤労市民センター 午後6時～ 047-225-2511

連絡先 千高教組船橋支部 047-451-1177（高中）

